## 商法 (総論・総則) 〈B08A〉

| 配当年次       | 3・4年次  |
|------------|--|
| 授業科目単位数    | 2  |
| 科目試験出題者    | 平泉 貴士  |
| 文責 (課題設題者) | 平泉 貴士  |
| 教科書        | 指定 福原 紀彦『企業法総論・総則 商法〔総論・総則〕・会社法総則等』<br>[第2版] 以降(文眞堂) |

\*2021年度より教科書変更

#### 《授業の目的・到達目標》

企業の実態と特質についての理解を獲得しながら、現代経済社会において企業をめぐり次々と生起する 法律問題を解決するための基礎的能力を培うことを目的とする。商法・企業法の関連科目を学修するにあ たっての基本的な理解と基礎的な知識を獲得する。

#### 《授業の概要》

この授業科目は、実質的意義における商法=企業法の全体像を描き、実定法(具体的な法律名)で言えば、主に、商法総論・総則、会社法総則・雑則等を対象としている。この法分野では、過去十数年の間に、会社法の制定と商法の改正がなされ、新たな判例が蓄積しつつある。これらの法改正や判例が企業の組織運営と企業取引のどのような需要に応じるものであるのかを考察することが大切である。

テキストに沿って授業科目中の主要項目をあげると、商法総論として、① 企業の意義・機能・種類と各種の法規制、② 企業法としての商法・会社法、③ 商法・会社法の形成・展開、法源、適用範囲、商法総則として、① 企業の主体 1:商人と会社、商法の基本概念「商人」「商行為」、② 企業の主体 2:商人資格、営業能力、③ 企業の物的設備 1:営業・営業所、④ 企業の物的設備 2:商号、名板貸人の責任、⑤ 企業の物的設備 3:企業会計と商業帳簿、⑥ 企業の補助者制度 1:総論・商業使用人の種類、⑦ 企業の補助者制度 2:支配人、代理商、⑧ 企業の公示方法(商業登記制度)、⑨ 企業の移転・担保(営業譲渡等の取引法的規整)である。

#### 《学習指導》

履修条件については、とくに定めないが、「民法 1 (総則)」の学習を終えていることが望ましい。また、この講義と同時期に開講されている民法関連科目を併せて履修していることが望ましい。

企業に特有な法律関係の基礎となる企業実務については、日常生活と異なる技術的な事柄が多いので、 学習の当初は難しいと感じたり、価値観に実感が伴わないことがあるかもしれないが、自分が生活し、職 務を遂行する上での企業社会に興味を持つように努め、それぞれの法的ルールが何のためにあり、どのよ うに機能しているかを考えながら、学習を進めて戴きたい。条文を大切にすることは言うまでもない。

### 《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

# 商法 (総論・総則) 〈B08A〉【新版·旧版共通】

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

#### 第1課題

「支配人の代理権の消滅は、商法 22 条によって登記事項とされているのであるから、これについてはもっぱら商法 9 条 1 項のみが適用され、登記後は同条所定の『正当な事由』がないかぎり、善意の第三者にも対抗することができるのであって、別に民法 112 条を適用ないし類推適用する余地はない」との考え方を批評せよ。

## 第2課題

関東地方に店舗網を有し、酒類販売業を営んでいる甲は「升屋」という商号を用いて、かねてから関西地方に進出することを企画していた。代理商乙は、本人甲の許諾なしに自ら大阪において「升屋大阪店」という商号を用い、酒類販売を開始した。この場合、甲は乙に対し、商法上どのような措置をとることができるか。乙が甲の支配人である場合にはどうか。

### 〈推薦図書〉

落合 誠一・大塚 龍児 他 『商法 I ―総則・商行為』〔第 6 版〕(2019 年) 有斐閣 神作 裕之・藤田 友敬 『商法判例百選』(2019 年) 有斐閣 弥永 真生 『リーガルマインド商法総則・商行為法』〔第 3 版〕(2019 年) 有斐閣 北村 雅史 『スタンダード商法 I 商法総則・商行為法』〔2018 年) 法律文化社 北居 功・高田 晴仁 『民法とつながる商法総則・商行為法』〔第 2 版〕(2018 年) 商事法務